

旅館業営業者 各位

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医 療 衛 生 セ ン タ ー 長

令和 8 年度 旅館業施設管理運営状況の実施について（通知）

日頃は、本市生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、宿泊者、住民双方の安全・安心で良好な環境の確保等を図るため、定期的に旅館業許可施設の管理運営状況調査を実施しています。

今年度についても、昨年に引き続き**WEB調査（書面調査）**を実施します。

つきましては、貴方が許可を取得している各旅館業施設について、現在の運営方法等を
①WEB回答フォーム又は、②同封している「旅館業施設の営業状況等に関する回答書」
により、回答期限までに正確な状況を回答してください。

本文書は営業者様のみに送付していますが、回答について、**管理者様等が行っていただくことも可能**です。

なお、一部の旅館業施設は、回答いただいた場合であっても「本市職員による立入検査」を実施しますので、御承知おきいただくとともに、御対応お願いいたします。また、本市職員による立入検査がない場合でも、施設名称等を記載した標識を適切に掲示していただいているか等を確認するため、連絡なく施設の外観については調査しますので、御承知おきください。

また、玄関帳場を設けている施設及び、使用人等が駐在する場所については、**事前予告なく抜打ちで朝又は夜に訪問し、駐在規定の順守状況を昨年度に引き続き確認**しますので、併せてお知らせします。つきましては、駐在されている使用人等の方に、本市職員又は調査員が訪問する可能性がある旨、お伝えいただきますようお願いいたします。

提出期限：令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）（必着とします。）

報告方法：**WEB回答フォーム**※、メール、FAX 又は郵送のいずれかの方法により、株式会社 J T B 京都支店（宿泊施設調査事務局）に提出してください。

記

- 1 回答対象施設 ①封筒に記載の施設又は
②別紙に記載の施設

- 2 回答書の提出先【窓口（本市業務委託先）】

株式会社 J T B 京都支店（宿泊施設調査事務局）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る 2 丁目富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階

TEL：075-365-7715 FAX：075-365-7713 Mail:ryokangyo_chosa@jtb.com

- 3 WEB回答フォーム 「京都市情報館」（京都市公式HP）のサイト内検索で
「357021」と検索する方法でもアクセスできます。

- 4 備考 本調査については、期限までにご回答いただけない場合、旅館業法第 7 条第 1 項及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 2 1 条第 1 項の法的義務を伴う「報告の徴収」へと移行します。法第 7 条第 1 項等に基づく報告徴収に移行した際、正当な理由なく報告を拒否し、又は虚偽の報告をした者は、過料及び罰則の対象となります。

※ 可能な限り、WEB回答フォームから御回答下さいますようお願いします。

WEB回答フォーム



京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター宿泊施設適正化担当
TEL：075-585-5653 FAX：075-251-7235
Email：ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

(参考)

○ 旅館業法(抄)

(報告徴収、立入検査等)

第7条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第3項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 略

4 略

(改善命令)

第7条の2 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第3条第2項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第7条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 略

○ 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第21条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、営業者が旅館業を営む施設その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

以下、略

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) から(3) 略

(4) 第21条第1項又は第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者（宿泊者を除く。）